発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

平城遷都
1300年
記念事業

目　次

ページ

〈条　例〉

○奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例（議会事務局）

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例

一　奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部改正

1　定数

議会の議員の定数は、四十四人とすることとした。

2　選挙区

議会の議員の選挙区について、高市郡と橿原市を合わせて高市郡・橿原市とすることとし、宇陀郡を宇陀郡・宇陀市とすることとした。

3　選挙区別定数

議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の数について、吉野郡は二人、天理市は二人、高市郡・橿原市は四人、五條市は一人、御所市は一人、生駒市は四人、宇陀郡・宇陀市は一人とすることとした。

4　その他

市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる場合における議会の議員の選挙区及び議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の数に係る規定を削ることとした。

二　奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三月奈良県条例第五十号）の一部改正

議会の議員の選挙区について、添上郡・奈良市と山辺郡を合わせて山辺郡・奈良市とすることとし、議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の数について、山辺郡・奈良市は十一人とすることとした改正後の奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の規定は、次の一般選挙から適用することとした。

三　奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十四号）の一部改正

議会の議員の選挙区について、宇陀郡を宇陀郡・宇陀市とすることとし、議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の数について、宇陀郡・宇陀市は二人とすることとした奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の改正規定を削ることとした。

四　市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正

1　平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われる市町村の合併（平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法の規定による申請に係るものに限る。）により郡市の区域の変更を生ずる場合における議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律の附則の規定によりなおその効力を有することとされた同法の規定により、当該市町村の合併が行われた日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとすることとした。

2　平成十七年四月一日から同日以後最初に行われる一般選挙の期日の前日までの間に行われる市町村の合併（1の市町村の合併を除く。）により郡市の区域の変更を生ずる場合における議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、当該市町村の合併が行われた日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとすることとした。

五　施行期日等

1　次の一般選挙から施行することとした。ただし、二から四までは公布の日から、一の4及び次の2は平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された議会の議員の任期が終わる日の翌日から施行することとした。

2　市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第五十一号）は、廃止することとした。

条　例

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月二十八日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県条例第十号

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部改正）

第一条　奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例（昭和三十三年十月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十八人」を「四十四人」に改める。

第二条中「及び第二百七十一条第二項」を削り、同条第二号中「区域」の下に「及

び橿原市の区域を合わせた区域」を加え、同条に次の一号を加える。

三　宇陀郡の区域及び宇陀市の区域を合わせた区域

第三条の表宇陀郡の項及び高市郡の項を削り、同表吉野郡の項中「三人」を「二人」に改め、同表天理市の項中「三人」を「二人」に改め、同表橿原市の項を次のように改める。

高市郡 橿原市	四人

第三条の表五條市の項中「二人」を「一人」に改め、同表御所市の項中「二人」を「一人」に改め、同表生駒市の項中「三人」を「四人」に改め、同表に次のように加える。

宇陀郡 宇陀市	一人

附則第三項から第五項までを削る。

（奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部改正）

第二条　奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第五十一号）第一条又は第二条に規定する任期の次の任期に係る」を「次の」に改める。

（奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条　奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例第二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える改正規定及び第三条の表宇陀郡の項を削り、同表に次のように加える改正規定を削る。

附則中ただし書を削る。

（市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正）

第四条　市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「次の一般選挙により選挙される」を「平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は公布の日から、第一条中奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例附則第三項から第五項までを削る改正規定及び次項の規定は平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された奈良県議会の議員の任期が終わる日の翌日から施行する。

（市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の廃止）

2　市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第五十一号）は、廃止する。

【定　価】　一か月　三千四百五十円　　一部売り　一枚につき四十五円（共に、送料別）

発　行　奈　良　県　奈良市登大路町三〇　電話　〇七四二－二二－一一〇一㈹

印　刷　株式会社　春　日　奈良市三条栄町九－一八　電話　〇七四二－三五－七三三一㈹

本誌は再生紙を使用しています。